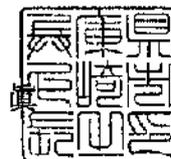


尼都計第668号  
令和7年11月28日

尼崎市都市計画審議会  
会長様

尼崎市市長  
松本



尼崎市報告第2号  
阪神間都市計画公園の変更(5.5.403号 小田南公園、尼崎市決定)につい  
て

みだしのことについて、次のとおり報告を行います。

以上  
(都市計画課)

## 阪神間都市計画公園の変更（5.5.403号 小田南公園、尼崎市決定）について

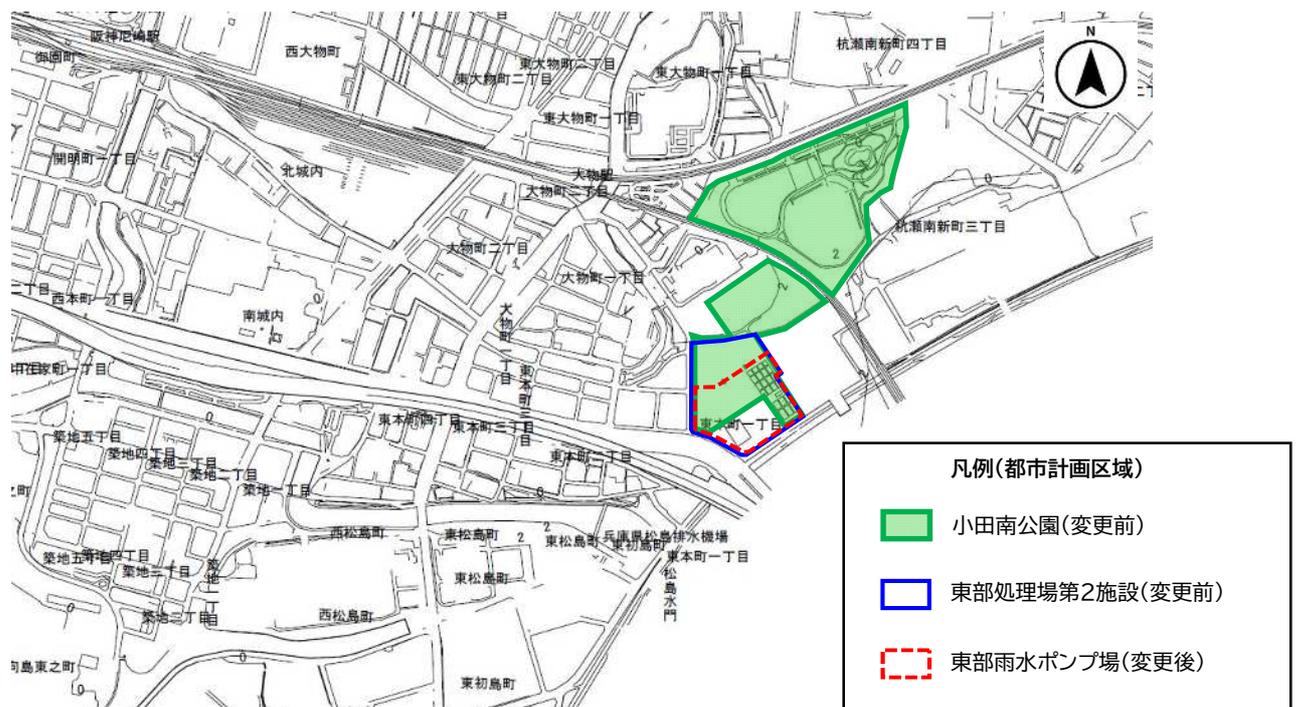
### 1 趣旨

小田南公園は、昭和54年に都市計画決定された面積約9.4haの都市計画公園（総合公園）であり、都市景観を備えた良好な地域環境を形成するとともに、大地震・火災等の災害時の避難地を確保し、市街地における都市生活の安全性及び快適性に寄与する防災公園として位置づけられているが、これまでの防災機能に加え、新たな防災拠点機能として近年多発する集中豪雨による浸水被害や想定される海溝型地震による津波被害への対応を要するため、再整備が喫緊の課題となっていた。

こうした中、本市南部地域の交流人口の増加や地域の活性化を目指すことを目的に、令和4年2月に都市再生整備計画（阪神大物駅周辺地区）を策定し、小田南公園・大物公園などのまちなかにおける既存都市公園を中心に居心地が良く歩きたくなる空間を形成させ、公民連携によるゆとりと賑わいの創出に取り組むこととなった。

小田南公園については、官民連携の手法による阪神タイガースファーム施設の整備などにより、スポーツをきっかけとした市民の健康の増進、にぎわいの創出、地域の防災機能の向上を図る方針として再整備事業を進め、令和7年3月にリニューアルオープンした。

一方、小田南公園と区域が重複して都市計画決定されている東部処理場第2施設については、施設の老朽化及び耐震化対策のために東部雨水ポンプ場として建替えを実施することとなった。小田南公園については、都市再生整備計画区域内の公園の再整備を行うことにより、総合公園としての機能を確保できることから、東部処理場第2施設と重複して都市計画決定されている区域の廃止を行うものである。



## 2 変更内容

以下のとおり、区域及び面積を変更する。

### 【変更前】

| 種別   | 名称      |       | 位置                  | 面積     | 備考                                       |
|------|---------|-------|---------------------|--------|--|
|      | 番号      | 公園名   |                     |        |  |
| 総合公園 | 5.5.403 | 小田南公園 | 尼崎市杭瀬南新町3丁目及び東本町1丁目 | 約9.4ha | 日本庭園、多目的運動広場、疎林広場、噴水池、藤棚、カスケード、テニスコート、植栽 |

### 【変更後】

| 種別   | 名称      |       | 位置                  | 面積     | 備考   |
|------|---------|-------|---------------------|--------|--|
|      | 番号      | 公園名   |                     |        |  |
| 総合公園 | 5.5.403 | 小田南公園 | 尼崎市杭瀬南新町3丁目及び東本町1丁目 | 約8.1ha | 硬式野球場、軟式野球場、野球練習場、芝生広場、ベンチ、カスケード、多目的運動広場、植栽（区域及び面積の変更） |

## 3 今後の予定

- 令和7年11月 尼崎市都市計画審議会（報告）
- // 12月 素案の公表・意見募集  
住民説明会（平日夜、休日昼の計2回）
- 令和8年 2月 尼崎市都市計画審議会（事前説明）  
市原案作成、知事協議
- // 3月 案の縦覧
- // 5月 尼崎市都市計画審議会（付議）
- // 6月 都市計画決定の告示

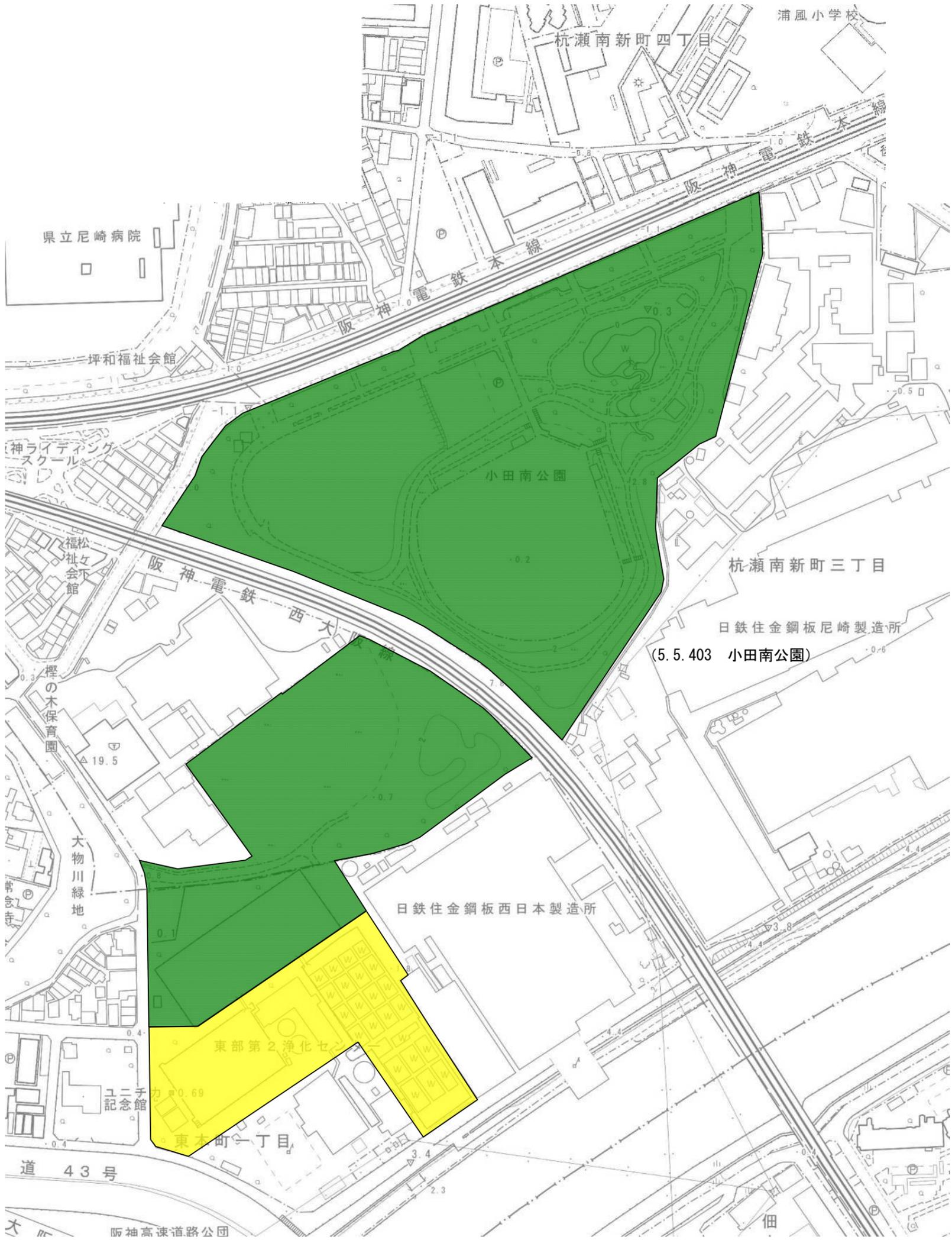
以 上

計画図（案）

阪神間都市計画公園の変更（尼崎市決定）  
名称：5.5.403 小田南公園（総合公園）



縮尺 1 : 2,500



|          |  |
|----------|--|
| 既決定区域    |  |
| 変更（削除）区域 |  |